

# 駅 通 情 報

第37号

時評

## 全道一開拓便跡路開通ころの現地資料入手手!

私が既に書いた「北海道官駕（駅通）制の研究（中巣）」は、度板敷しい明治初期の駅通制度の運行状況を、また「北海道郵便局歴史」は北海道庁開拓直前までの郵便事業の施行状況を対象にした。

付言すると、北海道の郵便事業施行は、時代の要請を受けて全国へ音ねく普及させる一環のものであり、また駅通制度は、江戸時代の宿駅を原点として北海道独自に再生されたものである。これは北海道の開拓行政施行上極めて重要な任務を帯びて登場したものであった。

要するに、内制度とも官署であるだけに、上からの押し付けの感が強く、受入側の現地の対応とか利用者側の立場に立った記述は至って少なく、開拓便の行政施行上の都合が先行したものであった。

さて今回、この欠落部分である現地受入れ側における資料が発見された。

それは、明治八・九年ころ、開拓便の本谷・留萌話として動画していた佐藤正克氏記述にかかる日誌が個人の

千葉（横浜市在住）の方から寄贈を受けた。  
内容は、同人が自賃内を巡回した折り見聞したこと、動員中の出来事、又は立寄った旅行者からの伝聞等である。

これを概略目をとおしてみると、

(一) オホーツク海岸岸（北海岸道）を巡回中、郵便局

巡回調査のため東道中の駅通寮主社古谷良助に出会い

りたこと。

(二) 金子入書状（現在の現金書留に相当）が、まだ施行以前ころ開拓便の公私金取扱いを受託していた三井組の取扱者に出会ったこと。

(三) 公私信（郵便）を郵便局と駅通とで併送している実態。

(四) 支店、郵便所で取扱う公資金の運用方法。

等、現地の、しかも当事者でなければ分らない事項が記録されている。

もちろん日誌であるから、他人に見せるものではなく備忘的に自己が分かる程度に簡潔に書かれている。

私が駆除説んで見ると、なかなか興味深くこれを解析して語学とともに、研究家にも紹介したいと思うに至った。

しかし、日誌は当時の制度の在り方、業務内容等を熟知していないければ解説は難しく、かつ、私も高齢でいつまでこれに耐えられるかどうか自信がないが手を付けることに決したので、作風が終り次第紹介することにした。

## 明治初期における

## 駅通所の運営実態(九)

他一ヶ月の需要費として官費を支給した。なお、全所の修繕費等は村民負担とした。

## 1-1) 長万部駅通所(2)

前述のとおり、長万部駅は蝦夷地側にあって、和人地側に山越内開所が隣接している。和人地からみると駅場の出入口に当たる。

従って、地域的にも和人と蝦夷人の文化が混在していて文化の交渉地ともなっている。

地域的には、日本海沿岸へ通り抜けける黒松内山道があり、一方、噴火湾側奥地への陸路は、山岳重疊の険難な山道七里を隔てて礼文駅に達するが、このコースは余りにも輸送、かつ長距離な山道のため、旅人は、船便を利用する者が多い。

以上のとおり、交通上の要衝地であり、また、和人と蝦夷人の文化の交流上重要な地として重視されていた。

## 二 駅通の運営と駅通取扱人

- 1 前に触れたように、元治元年(一八六四)年六月十八日、長万部は村並となり会所も村方に下げ渡された。同時に、山越郡黒岩の平民青作と福山小松前平民多七の両名に駅役を申し付け、給料年二人扶持十五両である。また小使一人一か年金五両を、その

他の一日の需要費として官費を支給した。なお、全所の修繕費等は村民負担とした。

## 2 廉応元(一八六五)年正月十五日、前出の多七が退役し、これに代って同郷山越内村平民伝助が就任した。駅料は前と同額とした。

以下、駅役等の交替が激しく行われたので省略する。

3 明治五(一八七二)年五月一日、会所の名義を廃止し駅場に改めた。同時に工藤善兵衛と飯田善右門を駅場取扱人に任命し年七十円を、また、田村良助を小使に命じ年五十円を支給し、いずれも官費をもって支弁した。

また、面用費等は村民負担とした。

4 同六(一八七三)年三月十五日、右取扱人及び小使の給料の官支助を廃止し、すべて民費とした。

5 明治十二(一八七九)年、それまで村用掛であった竹内泰民衛が人馬立馬の設立を請願し、同年十月これが許可された。

## 三 駅馬と人馬荷鉄

- 1 長万部が村並に指定された以降、村民の持馬を順番に供出して運転に当つていたので、別に駅馬として備えはない。

- 2 明治二(一八六九)年十月に定められた人馬荷鉄は次のとおり
- |       |    |       |
|-------|----|-------|
| 人足 平常 | 一人 | 一里 四錢 |
| 馬     | 一匹 | 一里 六錢 |

人足 一人 一里 六錢  
人足 一人 一里 八錢

馬至急五割増

馬至急五割増なし

明治二（一八六九）年十月以降

平常人足一人 四錢六厘

馬一疋 五錢一厘

早道 日没より日の出まで 二倍五割

日の出より日没まで 七割五分

通常といえども夜中疏松は五割増

○ 貨物目

① 明治二年十月

馬一疋 十八五目

② 同十二年十月 人馬難立所を設立するに及んで

馬一疋 二十五貫とし武百目を増すことに一

割を増す

人足一人持 七貫目とし七百目を増すことに

一割を増す

③ 每年十一月十五日より翌年三月十五日までは五  
分より少なからず五割より多からざるの割増を  
收む。

とした。

#### 四 渡船場

1 久留米支那駅に通ずる道路の長方郡駅から二町  
の地点に長万部川がある。渡口、通常二十間、出水  
時五十間に及ぶ。

旧来、アイヌ人による渡船場で、相対（通行人と  
の交渉により渡船費を決める）によりアイヌ人が渡  
守を勤めてきた。しかし、渡船費収入のほか、官か  
らも一か年五円が補助されていた。

明治六年十一月十五日から、この補助金は一か年  
十四に引上げられた。

右のほか、山鹿郡長方郡村二段に渡船場があった。

これは、長万部駅から黒松内駅に通する街道にあり、長万部駅から北へ二里半の地点で、二段川に所  
在する。

渡頭、平賀五間、出水時には十五間に及ぶ。安政  
三（一八五六）年四月、黒松内山道が開削されてから明治九（一八七六）年九月までの間、同村の平民  
新田善四郎が自費をもって開削し、相対により渡守  
を勤めてきた。

#### 五 梶橋による通行費の徵収

1 長方郡・黒松内間三十八橋の橋錢徵収

黒松内駅跡の項でも触れたので詳細は記述しない  
が、ただ、この梶橋による橋錢徵収が幕府駕籠奉行  
によって許可されたのかどうか問題があるのでこの  
点について触れておきたい。

「寛政二（一七九〇）年、幕府道中奉行よりの布  
告によると、「梶橋ヲ架シ橋錢ヲ官取スルヲ禁ス」  
とあり、またその後、「又令ス先ニ諸道橋架ハ皆其  
宿村ニ於テ之ヲ修繕スルヲ例ト為ス然ニ堵者沿道ノ  
民政三路次ノ關濟二板橋ヲ架シ度ニ此橋錢ヲ官取ス

ルモナルド「白金告之ヲ禁スヘシ（道中方根書）」とあり、寛政二年以降は駕籠による船税徵収は厳しく禁じられており、以後この禁止が解除されたという布達は見当たらない。

北海道における安政二（一八五五）年架橋の長万部・留松内閣における船税徵収は、この布達に触れるものと思われるが、これを許可した船税奉行はこの布達に気付かなかつたのであらうか。明治代以降においては、この法令は江戸幕府創建により、この禁止令も自然解消されたものと見られ、以後この点に触れたものは見当たらない。

明治九（一八七六）年十月二十五日の駅通規則改正に伴う諸料金の更改によると「人馬共ニ船税其額主ヨリ出ス可シ運送ハ掛馬課及ヒ到着ノ順序ヲ以テシ公私ノ別ヲ以テ前後順序スルヲ禁ス」とあって、このころには浜轄以外には船税徵収の記録は見当たらないから、この規定は浜轄のみを対象として設定した条項であろう（以上、著者「北海道駅通規則の研究」（中巻）による）。

## 2

## 北海道最後の船税徵収

右「一」に記述の船税徵収禁止に関する布告に違反して、北海道においては次々と駕籠による通行料と称して船税徵収が行われた。

北海道最後の船税徵収と認められる記述が、この長万部村を舞台に次のとおりある。

明治十七（一八八四）年三月、函館県に対し一等四件の架橋による船税徵収について申請が出された。そのうちの二件は長万部村に所在するものである。

(1) 山越郡長万部村敷別用  
(2) 同 フラノベツ川  
出願者 中島勝四郎ほか一名  
となつてゐる。

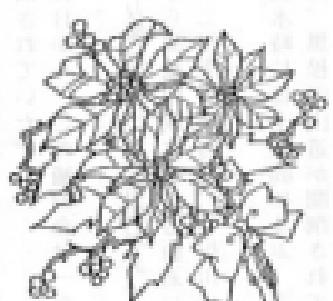
申請事由として、右二橋は、いずれも以前に橋が架橋されていたが、洪水のため橋が陥没したものとしている。

それに對し、私達が自告で架橋しその代替として通行料を徵収したいとしている。  
右について、函館県では承認しているが、申請のさきの計画書、通行料金等は落失されたものようで添付されていない。

## 六 その他

明治七年一月、西回り郵便線路として、小樽・山越内経由・森田」が開通したが、地元長万部村にも運使取扱所（翌八年一月郵便局と改称）が開設された。

詳しくは、著者「北海道郵便創歴史」によられたい。



年代別人馬賃金等の移動（二）

年代	別人馬賃金等の移動（二）	年間
対象	賃金	未定
賃金	賃金	米五合
人足一人一里	馬一疋一里	○
以上ハ同一井ヲ勤ス「東部和人地、東部夷地」一円	○	○
五里以内ハ米五合、十里未満ハ同七合五勺、十里以上ハ同一井ヲ勤ス「東部和人地、東部夷地」一円	○	○

○

適用地域等

五里以内ハ米五合、十里未満ハ同七合五勺、十里以上ハ同一井ヲ勤ス「東部和人地、東部夷地」一円

映画「北の零年」撮影のお手伝い

— 映画のなかで映画の世界 —

はじめに

一月下旬、突然、東映の助監督宮田氏なる人物から電話が掛ってきた。

「今回、北海道・日高地方を中心に映画をとりたい。内容は、明治初期に静内に入植した武士団の動勢と、移住者によるドラマである」

という。それと共に、その映画の粗筋を書いたファックスが送られてきた。

さらに宮田氏はいう

「私は、時代の在り方と、現地の状況を知るために、国立国会図書館に赴いて、あなたの書いた『北海道開拓（駅通）制的研究（上巻・中巻）』を読みさせて頂いたの

で、あらましは把握した。」

といい、いるにも自信ありげにいう。私は宮田氏の話を聞いて、【明治三（一八七〇）年、静内に入植した鶴田彌の移住顛末が対象であると直感したので、

【「ああー、明治三年、鶴田彌が静内へ移住したときの顛末ですね】

というと、宮田氏は驚いたように

「よくお分かりですね、そのあたりですがご支援頂けますか」

と、いう。私の図書を読んだのであれば、もう私の出る轍はないと思ふ。

「私の図書を読んで当時の状況が分ったのです」

と皮肉まじりにいうと

「実は、それが難しくてよく分らないのです。何とか宜しくお願いします。」

とこう。

私が了解すると、宮田氏は

「まず最初に、明治四年ころの駅通の看板と隣駅との間の人馬鹿立賃金表を作ってみてほし」

という。

私にしてみると、それほど難しいものではないと思われたので、了解して電話を切った。

二 駅通の看板と人馬鹿立賃金表の作成

まず最初に、建物に掲出する看板と利用者が知りたいと思われる「人馬鹿立賃金表」の作成である。

東映では、この看板は和紙に墨で書くのだが、だが、私は、当時はまだ和紙は貴重品であり、かゞ、それをと

大きな切紙は現地では入手が難しかったであろうと主張し、木製板を使用することを一致した。

私としては、開拓使時代の駅通制度は、さきに記述のとおり「北海道駅（駅通）制の研究（中巣）」に詳述のとおりである。よく知っているだけであるが、さて、実際に当時の人馬駆立費銭を掲示板に書こうとするとき初期の駅通制度は禁令都度、支帳種まりなく、そう簡単なものではない。

明治四年といえば、まだ駅通という名稱を使う以前（駅通といふ名稱が実際に使われたのは、翌五年七月からである）のこと、正確には旗艦屋敷と改称されたのが明治四年十二月であり、改称設定が明治四年初期であるとすると明治二年十一月改正の「以降本陣ト司署……開拓使」を適用したとすると本陣ということになるが、これは、当時の太平洋岸ではこの呼称を使用していないなか

たので、そのころ太平洋側で使用していた会所（開拓使負制）というのが相当であろう。東京では、駅通という呼称を強く主張したので愛用して江戸時代以来呼び慣れた会所という名跡に落着した。

観いて、建立掲示板であるが、私は、この地方の地名が漢字に統一されたのは翌五年であり開拓使時代には、正式には片假名を使用していたので、地元はシフナイト（また駅の名前は、ニイカツア・ニアイシとしたが東映では、写真映りがよくないので漢字にしたいといい、私も、年代的に大差がないので了解した。

また、駅開設時は内蔵制施行直前であるが明治四年といえばまだ本文制であった。

右掲示板の建立費用額を東映にファックスで送信する」と、折り返し宮田氏から

「文のうえに水あるのは何が」と電話で問い合わせてきた。この説明は長くかかるが要するに明治五年以前の貨幣単位で、円銭制に移行する以前の一時的なものであるというと納得してくれた。

なお、付言すると水百文は翌五年には十銭に改正されたものであり、これで十進法が通用されたのである。以下、まだまだ続くが、駅立費銭表のみでもファックスと電話のみで二十回近くのやり取りが続いた。

以上をもって曲がりなりにも一作落着と思い、また宮氏も納得し、「看板と掲示板はこれでいいでしょか」という（以下次号）

## ○ 資料寄贈お礼

一 郷土誌　家道日誌	二 橋高市　佐藤　勝也氏
編　布	同　同
発行者	東京都　大崎　博氏

### 三　大崎情報

発行年月日	平成十六年三月二十五日
編　布	無　料
発行者	札幌市南区川沿四条五丁目

三の一